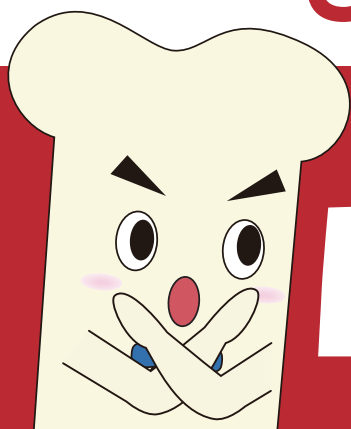


しない！ させない！



No! ワクチン ハラスメント宣言

- ・ ワクチン接種を受けることは強制ではありません
- ・ 接種の有無による差別的な扱いは許されません

新型コロナウイルスのワクチン接種に関する人権への配慮のお願い

新型コロナウイルスのワクチン接種は任意です。

予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスク双方について理解したうえで、自らが接種を判断するものです。

ワクチン接種の有無を問いただしたり、接種の有無による不利益な扱いや、差別を助長する行為は決して許されません。

一人ひとりが思いやりをもって行動しましょう。



■ 人権に関する窓口（法務省）

みんなの人権 110 番

電話 0570-003-110（平日 8:30～17:15）

法務省 人権相談



■ 新型コロナワクチンに関する窓口

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話 0120-761770（9:00～21:00）



全国柔整鍼灸協同組合

シトラスリボンプロジェクトに賛同しています



Citrus Ribbon
PROJECT